給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第３号

岡山県倉敷市中庄1460番地23

再生債務者　神阪　大輔

1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年５月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年６月13日から平成28年６月20日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再ロ）第１００００１号

長崎県長崎市高城台１丁目８番14号

再生債務者　針尾　和博

1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年５月30日まで

4　一般異議申述期間　平成28年６月13日から平成28年６月27日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

鹿児島県霧島市隼人町住吉532番地４　コアラハイツⅠ　101号

再生債務者　上村　幸樹

1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年６月６日まで

4　一般異議申述期間　平成28年６月20日から平成28年６月27日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００１２号

東京都町田市中町１丁目５番４号ダイアパレス町田中町604

再生債務者　高橋　良規

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年５月30日まで

平成28年５月９日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号

高松市木太町3696－２フォーサム木太202

再生債務者　谷岡　信彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１０号

さいたま市緑区原山４丁目６番18号

再生債務者　クーパー由里子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第２号

兵庫県明石市魚住町中尾242番地の２

再生債務者　清水　英樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月６日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２８年（再ロ）第１号

青森市大字新城字平岡225番地163

再生債務者　沼崎　憲二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再ロ）第８号

岡山市東区中川町1078番地104

再生債務者　犬飼　浩二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第１号

北海道亀田郡七飯町字上藤城３番地の54

再生債務者　三浦　郁美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日　函館地方裁判所

平成２７年（再ロ）第５号

青森県弘前市大字新里字下樋田74番地10

再生債務者　福岡　哲治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日　青森地方裁判所弘前支部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 28 年４月 28 日

国土交通省共済組合代表者

国土交通大臣　石井　啓一

第32条中「、宿泊経理」を削る。

附　則

1　この変更は平成28年５月１日から施行する。

2　宿泊経理の廃止の際、宿泊経理に係る資産及び負債は保健経理に帰属するものとする。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十五日

掲載頁　一〇七頁（号外第六十八号）

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十五日

掲載頁　一〇七頁（号外第六十八号）

平成二十八年五月十七日

東京都渋谷区神南一丁目二〇番一七号

(甲) 株式会社ラティアクリエイツ

代表取締役　山田　博之

東京都渋谷区神南一丁目二〇番一七号

(乙) 株式会社ワイズマネージメント

代表取締役　山田　博之

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年五月十六日

掲載頁　二頁

(乙) 掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十八年五月十六日

掲載頁　二頁

平成二十八年五月十七日

大阪市阿倍野区松虫通一丁目一一番一三号

(甲) 株式会社亀田組

代表取締役　亀田　國紀

大阪市阿倍野区松虫通一丁目一一番一三号

(乙) 株式会社進興

代表取締役　亀田　實